

証券コード 5727

第90期報告書

(第90期定時株主総会招集ご通知添付書類)

2020年4月1日～2021年3月31日

当社グループは、次の経営理念及び行動基本方針に基づき、事業運営に取り組んでまいります。

経営理念

**東邦チタニウムグループは
チタンと関連技術の限りない可能性を追求し
優れた製品とサービスを提供し続けることで
持続可能な社会の発展に貢献します**

行動基本方針

私たちは、経営理念を実現するため次の3つの基本方針に基づき行動します。

1. 安全とコンプライアンスを最優先し、健全で公正な企業活動を行います。
2. 変革と創造を実践し、従業員と企業の持続的成長を果たします。
3. 顧客、地域社会、株主をはじめとする全てのステークホルダーと対話を進め、信頼・共生関係を築きます。

コーポレートブランドマーク



当社のコーポレートブランドマークは、TOHO TITANIUM COMPANYの頭文字「TTC」がベースとなっていますが、「TTC」は、社名（Toho）と当社のオリジナル事業である「金属チタン事業（Titanium business）」及びその技術を活用して成長してきた「触媒及び化学品事業（Catalysts and Chemicals business）」の頭文字でもあります。

＜本コーポレートブランドマークのデザインイメージ＞

後ろの「T」は、チタンの主要用途である航空機の先端部分をイメージしたもので、色はチタニウムシルバー。

前のマークは、「T」と「C」を融合させたもので、色はノーチカルブルーを採用。この色は、当社発祥の地である茅ヶ崎の象徴であり、生命の源である海とともに、限りない宇宙をイメージさせるものです。

「C」は、絶えることなく寄せては返す波を表しており、色と併せて、限りない可能性を追求する当社の姿勢を表現しています。

さらに、「T」と「C」が融合したデザインは、共に結び合い、発展してきたチタン事業（T）と触媒及び化学品事業（C）の関係そのものを表しています。

当社は、本コーポレートブランドマークを、「チタンと関連技術の限りない可能性を追求し」、「優れた製品とサービスを提供」する当社のシンボルと位置付け、“TOHO ブランド”の確立に努めます。

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第90期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の事業内容をご報告するにあたりまして、ご挨拶申し上げます。

当期の事業環境につきましては、金属チタン事業は、コロナ禍で航空旅客数が激減し、生産活動の大幅低下やサプライチェーン内の在庫圧縮などにより航空機向け需要が未曾有の落込みとなったほか、一般工業向け需要も低調に推移しました。半導体用途向け需要は堅調であったものの、金属チタン事業は総体として大変厳しい環境での事業運営を余儀なくされました。一方、触媒事業は、主要製品であるプロピレン重合用触媒の販売が概ね前期並みとなり、化学品事業は、通信関連用途需要の立ち上がり等により堅調に推移しました。

こうした事業環境の下、当期の業績については、売上高は前期比20.5%減の361億59百万円、営業利益は前期比22.9%減の31億35百万円となりました。また、経常損益は、サウジアラビアのスポンジチタン製造合弁会社に係る持分法投資損失の計上等により4億17百万円の損失となり、親会社株主に帰属する当期純損益は、金属チタン事業における固定資産の減損損失の計上等により31億56百万円の損失となりました。

配当につきましては、1株当たり中間配当6円、期末配当6円とさせていただきます。

金属チタン事業については、航空機向け需要の回復には数年を要すると見られるほか、原料鉱石価格の高止まり等もあり、当面は厳しい事業環境が継続すると見込まれます。こうした中、「チタンとその関連技術の中核とする複数のダウンストリーム事業を有する高収益素材メーカー」を目指すとの長期ビジョンの下、将

来の成長に向けた取組みを進めております。

触媒事業では、茅ヶ崎工場（神奈川県茅ヶ崎市）内において触媒新工場の建設を開始しており、2022年11月の竣工を予定しております。また、化学品事業では、若松工場（福岡県北九州市若松区）内において建設を進めていた超微粉ニッケル新工場（第4工場）が本年4月に竣工し、生産の立上げを進めております。このほか、重点課題を定め、各事業の競争力強化と新規事業の創出・推進およびESG経営に取り組んでおります。

厳しい事業環境の中ではありますが、当社グループの発展に向けて必要な施策を着実に展開してまいり所存でありますので、皆様の変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

2021年5月



東邦チタニウム株式会社
代表取締役社長 西山佳宏

財務ハイライト

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
2020年度実績	36,159	3,135	△417	△3,156
2019年度実績	45,509	4,068	3,716	2,359

(注) △は損失を示しております。

売上高 (連結)

(単位：百万円)



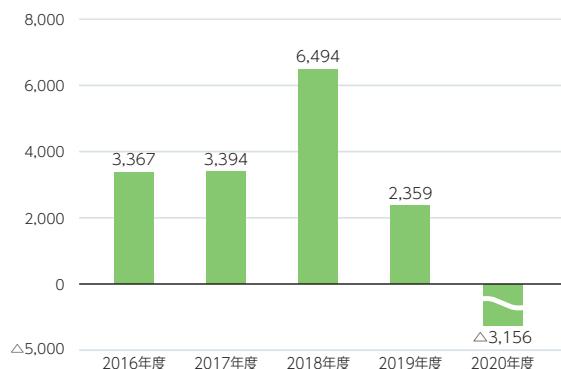
経常利益 (連結)

(単位：百万円)



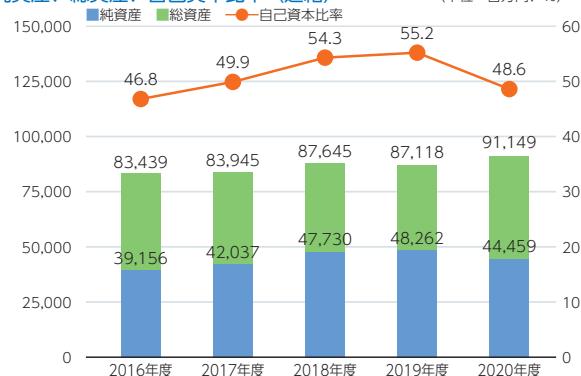
親会社株主に帰属する当期純利益 (連結)

(単位：百万円)



純資産、総資産、自己資本比率 (連結)

(単位：百万円、%)



事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（以下「当期」といいます。）における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大を受け、各種イベントの延期や中止のほか、移動・外出の自粛等により経済活動が停滞するなど、急速に悪化しました。当期の後半には、各種政策等により回復の動きが見られたものの、国・地域や業種によってそのペースにはばらつきが生じている状況にあります。

日本経済は、感染症対策が講じられる中で回復基調の継続が期待されるものの、感染の再拡大による影響や、米中の摩擦激化等国際情勢を巡るリスクも懸念され、全般的には依然として不透明な情勢が続くものと思われま

す。当社グループの事業については、とりわけ金属チタン事業において、航空旅客数の激減に伴う航空機業界の生産活動低下により、スポンジチタンの需要が大幅に減少するなど、厳しい経営環境が継続しております。

こうした中、当期の業績については、売上高361億59百万円(前期比20.5%減)、営業利益31億35百万円(同22.9%減)となりました。また、経常損益は、2019年10月にスポンジチタンの生産を開始したサウジアラビアの合併会社に係る持分法投資損失（固定資産の減損損失による影響を含む。）の計上等により4億17百万円の損失(前期は37億16百万円の利益)、親会社株主に帰属する当期純損益は、金属チタン事業におけるチタンインゴット製造設備に係る固定資産の減損損失の計上等により、31億56百万円の損失(前期は23億59百万円の利益)となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

なお、当期より報告セグメントの区分を変更しており、当期の比較・分析は変更後の区分に基づいております。

金属チタン事業

当期における金属チタンの販売については、半導体用途向けは堅調であったものの、新型コロナウイルス感染症の影響等により航空機向けが落ち込み、一般工業向けも低調であった

ことから、全体としては前期を大きく下回る水準で推移しました。

スポンジチタンの生産に関しては、需要の減少を受け国内拠点において2020年5月より減産する操業体制としました。

また、原料となるチタン鉱石価格は高止まりが継続しております。

こうした状況のもと、当期の金属チタン事業は、売上高172億30百万円(前期40.9%減)、営業損失3億25百万円(前期は14億91百万円の利益)となりました。

触媒事業

当期の触媒事業の販売は、主要製品であるプロピレン重合用触媒の市場において、包装用途・医療用途向けが好調に推移したものの、自動車用途向けポリプロピレンの需要に弱さが見られたことなどから、前期を下回る水準となりました。

こうした状況のもと、当期の触媒事業は、売上高75億21百万円(前期比0.1%増)、営業利益31億42百万円(同5.3%増)となりました。

化学品事業

当期の化学品事業の販売は、主要製品である超微粉ニッケルに関して、前半において車載向け等の需要減速の影響を受けましたが、その後の回復に加え通信関連用途需要が立ち上がり、前期を上回る水準となりました。

こうした状況のもと、当期の化学品事業は、売上高114億8百万円(前期比29.2%増)、営業利益31億80百万円(同57.4%増)となりました。

事業部門別売上高

(単位：百万円)

区 分	当期 (2020年度)	前期 (2019年度)	増減率
金 属 ち た ん 事 業	17,230	29,168	△40.9%
触 媒 事 業	7,521	7,514	0.1%
化 学 品 事 業	11,408	8,826	29.2%
合 計	36,159	45,509	△20.5%

事業部門別営業利益

(単位：百万円)

区 分	当期 (2020年度)	前期 (2019年度)	増減率
金 属 ち た ん 事 業	△325	1,491	－
触 媒 事 業	3,142	2,984	5.3%
化 学 品 事 業	3,180	2,021	57.4%
全 社 費 用	△2,862	△2,429	－
合 計	3,135	4,068	△22.9%

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当期における設備投資は、設備の維持保全及び若松工場における超微粉ニッケルの新工場建設を主体とし、その総額は前期比37億77百万円増の84億41百万円となりました。

この設備投資にかかる所要資金は借入金及び自己資金により賅いました。

(3) 企業集団の対処すべき課題

現在、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、国内外の経済に多大な影響を及ぼしており、当社の各事業についても、その影響の度合いや今後の需要動向を予測することが困難な極めて不透明な状況となっています。こうした中、当社としては、製品毎の顧客ニーズに的確に対応するとともに、需要動向に応じて柔軟な生産体制を敷くことで、この難局を乗り切る所存です。

中長期的には、「金属チタン事業に加え、チタンとその関連技術の中核とする複数のダウンストリーム事業を有する高収益素材メーカーを目指す」とのビジョンの下、競争力強化に向けた各種施策を展開する方針であり、当面は次に掲げる課題に重点的に取り組むことで、自己資本利益率（ROE）10%以上を確保できる事業基盤の確立を目指してまいります。

また、チタン新製錬技術の活用等を通じ、2030年にCO₂排出量を40%（2018年度比）削減し、2050年のカーボンニュートラル実現に向けチャレンジしてまいります。

① 成長分野への重点投資による収益基盤の強化

若松工場に建設した超微粉ニッケル新工場について、速やかに生産立上げを図るとともに、昨年3月に投資を決定した茅ヶ崎工場における触媒新工場建設について、2022年11月の商業生産開始に向けて着実に計画を進めてまいります。また、今後も各製品の需要動向を見ながら、成長分野への投資を適時に実行してまいります。

② サウジアラビア合弁会社（ATTM）の早期収益化

サウジアラビアにおけるスポンジチタン製造合弁会社については、金属チタンの需要が低迷する中、当面厳しい事業環境が予想されますが、安全・安定操業を実現し、コスト低減に取り組むとともに、スポンジチタン販売先の開拓を進め、キャッシュフローの改善及び早期の収益化を目指します。

③ 全社的業務運営効率化と茅ヶ崎工場リニューアルプラン

昨年6月の神奈川県横浜市への本社移転を機に、情報通信技術の活用等により全社的な業務運営の合理化・効率化を進めており、引き続きその推進を図ります。また、設備老朽化等の問題が見られる茅ヶ崎工場について、安全・環境対策の徹底と労働環境の改善を進めます。

④ 新規事業開発及び新技術の活用

新規事業開発体制を強化し、社会動向を当社が有する技術シーズと結び付けることで、次世代の柱となる新規事業の探索・育成に取り組んでまいります。また、AI、IoT等の新技術の生産プロセスへの活用を進めることで、競争力強化を図ってまいります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

当期及び過去3年間の財産及び損益の状況の推移は、次のとおりであります。

区 分 \ 年 度	2017年度 第87期	2018年度 第88期	2019年度 第89期	2020年度 第90期 (当 期)
売 上 高 (百万円)	37,255	43,648	45,509	36,159
営 業 利 益 (百万円)	3,930	5,274	4,068	3,135
経 常 利 益 (△ 損 失) (百万円)	3,493	5,269	3,716	△417
親会社株主に帰属する 当期純利益(△純損失) (百万円)	3,394	6,494	2,359	△3,156
1株当たり当期純利益(△純損失) (円)	47.69	91.25	33.15	△44.35
総 資 産 (百万円)	83,945	87,645	87,118	91,149

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第88期の期首から適用しており、第87期の金額は、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(5) 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2021年3月31日現在)

① 親会社の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	当社に対する議 決権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
E N E O Sホールディングス株式会社	100,000	50.40	エネルギー事業、石油・天然ガス開発事業、金属事業を行う子会社及びグループ会社の経営管理
J X 金 属 株 式 会 社	75,000	50.40	非鉄金属資源(銅、金等)の探鉱・開発、非鉄金属製品(銅、金、銀、レアメタル等)の製造・販売、電解・圧延銅箔の製造・販売、薄膜材料(ターゲット、表面処理剤、化合物半導体材料等)の製造・販売、精密圧延品・精密加工品の製造・販売、非鉄金属リサイクル及び産業廃棄物処理

当社の親会社はENEOSホールディングス株式会社（旧商号：JXTGホールディングス株式会社）及びJX金属株式会社であります。

ENEOSホールディングス株式会社は、JX金属株式会社の親会社であり、当社株式を間接所有しております。ENEOSホールディングス株式会社は、エネルギー事業のENEOS株式会社（旧商号：JXTGエネルギー株式会社）、石油・天然ガス開発事業のJX石油開発株式会社、金属事業のJX金属株式会社、その他多くの子会社・関連会社を有し、「ENEOSグループ」を形成しております。

当社とENEOSグループとの関係の主要なものは、次のとおりです。

- ・当社からJX金属株式会社への高純度チタンの販売
- ・JX金属株式会社から当社への各種金属の溶解加工委託
- ・JX金属株式会社から当社への非常勤役員の派遣
- ・JX金属株式会社から当社への従業員の出向

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
ト ー ホ ー テ ッ ク 株 式 会 社	160	92.50	金属チタン製品の加工・販売
Toho Titanium America Co., Ltd.	600千米ドル	100.00	金属チタン製品、プロピレン重合用触媒の販売
Toho Titanium Europe Co., Ltd.	400千ポンド	100.00	金属チタン製品、プロピレン重合用触媒の販売
東 邦 マ テ リ ア ル 株 式 会 社	200	80.00	チタン酸カリウム等の無機材料製品の製造販売

(7) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

区 分	主 要 製 品
金 属 チ タ ン 事 業	スポンジチタン、チタンインゴット、チタン加工品
触 媒 事 業	プロピレン重合用触媒
化 学 品 事 業	超微粉ニッケル、高純度酸化チタン

(注) 当社は、当期より事業区分を「金属チタン事業」及び「機能化学品事業」から、「金属チタン事業」、「触媒事業」及び「化学品事業」に変更しております。

(8) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

事業所	所在地
本社	神奈川県横浜市
茅ヶ崎工場	神奈川県茅ヶ崎市
若松工場	福岡県北九州市
八幡工場	福岡県北九州市
日立工場	茨城県日立市
黒部工場	富山県黒部市
岐阜工場 (東邦マテリアル株式会社)	岐阜県土岐市

(注) 当社は、2020年6月18日付で本社を神奈川県茅ヶ崎市から神奈川県横浜市に移転しました。

(9) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

区分	従業員数	前期末比増減
金属タンス事業	459名	26名減
触媒事業	122名	1名増
化学品事業	156名	13名増
全社 (共通)	219名	61名増
合計	956名	49名増

(10) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	6,800
株式会社横浜銀行	5,540
株式会社三井住友銀行	5,500
株式会社西日本シティ銀行	3,000
株式会社三菱UFJ銀行	2,860
株式会社静岡銀行	2,200

2. 会社の状況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- | | |
|------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 160,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 71,270,910株 |
| ③ 株主総数 | 22,035名 |
| ④ 大株主 | |

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
J X 金 属 株 式 会 社	35,859,400	50.38
日 本 製 鉄 株 式 会 社	3,500,000	4.92
日本スタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,222,200	3.12
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 5 0 5 0 0 1	1,463,866	2.06
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,017,100	1.43
JPMBL RE UBS AG LONDON BRANCH COLL EQUITY	811,900	1.14
株式会社日本カストディ銀行 (信託口 5)	542,100	0.76
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 5 0 5 2 3 4	530,500	0.75
株式会社日本カストディ銀行 (信託口 6)	481,300	0.68
株式会社日本カストディ銀行 (信託口 1)	440,000	0.62

(注) 持株比率は、自己株式 (98,177株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 役員の状況

① 取締役の氏名等 (2021年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
西山佳宏	代表取締役社長 社長執行役員	
安保重男	取締役・専務執行役員 チタン事業統括本部長	
松尾寿二	取締役・専務執行役員 社長補佐 触媒事業部・化学品事業部管掌 触媒事業部長	
松原浩	取締役・常務執行役員 内部統制推進室管掌 経営管理本部長	
藤井秀樹	取締役・常務執行役員 技術本部長	
越川和弘	取締役 (非常勤)	日本製鉄株式会社 執行役員棒線事業部長、チタン事業部長 日亜鋼業株式会社 監査役 (非常勤)
林陽一	取締役 (非常勤)	JX金属株式会社 執行役員経営企画部長
井窪保彦	取締役 (非常勤)	阿部・井窪・片山法律事務所 シニアパートナー
大藏公治	取締役 (非常勤)	オーニッツ 代表
菊地耕二	取締役監査等委員 (常勤)	
正親町義彦	取締役監査等委員	
千崎滋子	取締役監査等委員	千崎滋子公認会計士事務所 代表

- (注) 1. 取締役 安保重男、越川和弘の両氏は、2020年6月18日開催の第89期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
2. 取締役のうち、越川和弘、井窪保彦及び大藏公治の3氏は、社外取締役であります。
3. 取締役監査等委員のうち、正親町義彦及び千崎滋子の両氏は、社外取締役であります。
4. 当社は、取締役 井窪保彦及び大藏公治の両氏並びに取締役監査等委員 正親町義彦及び千崎滋子の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、取締役 越川和弘、林陽一、井窪保彦及び大藏公治の4氏並びに各取締役監査等委員との間で、賠償責任限度額を法令の定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。

6. 取締役監査等委員 千崎滋子氏は、公認会計士として長年監査やコンサルティング業務等に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、菊地耕二氏を常勤の監査等委員として選定しております。
8. 当事業年度中の退任取締役及び退任監査役は、次のとおりであります。

氏 名	退任時の会社における地位	退任年月日
高 取 英 男	取締役・副社長執行役員	2020年6月18日 (任期满了)
大 西 利 典	取締役 (非常勤)	2020年6月18日 (任期满了)
菊 地 耕 二	監査役	2020年6月18日 (任期满了)
正 親 町 義 彦	監査役 (非常勤)	2020年6月18日 (任期满了)
千 崎 滋 子	監査役 (非常勤)	2020年6月18日 (任期满了)

当社は、2020年6月18日開催の第89期定時株主総会の決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しました。これに伴い、監査役 菊地耕二、正親町義彦及び千崎滋子の3氏は、任期满了により退任し、監査等委員である取締役に就任しました。

9. 取締役 安保重男、松尾寿二及び松原 浩の3氏については、2021年4月1日付で地位及び担当が次のとおり変わりました。

氏 名	地 位 及 び 担 当
安 保 重 男	取締役・副社長執行役員 チタン事業統括本部長
松 尾 寿 二	取締役・専務執行役員 社長補佐 触媒事業部・化学品事業部管掌
松 原 浩	取締役・専務執行役員 経営管理本部長 触媒事業部・化学品事業部審議役

② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

ア. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(i) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、独立社外取締役を主な構成員とする人事・報酬等諮問委員会において事前に審議の上、取締役会において決議いたしました。

(ii) 決定方針の内容の概要

取締役の報酬は、各人の職責、当社の業績等に応じた適正な水準とすることを基本とし、固定報酬である基本報酬と企業価値向上に向けたインセンティブとしての業績連動報酬をもって構成する。ただし、業務を執行しない取締役の報酬は、その職務に鑑み、基本報酬のみとする。

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬（金銭報酬）とし、求められる能力及び責任を総合的に勘案して役職ごとの具体的金額を取締役会において定める。ただし、業務を執行しない取締役の基本報酬の金額は、一般水準等を考慮の上、代表取締役社長が取締役会の委任に基づき決定する。

取締役（業務を執行しない取締役を除く。）の業績連動報酬として、各事業年度の当社の連結業績に連動する賞与（金銭報酬）を事業年度終了後に一括して支給する。

取締役の賞与の算定方法等の詳細は、人事・報酬等諮問委員会において事前に審議の上、その答申に基づき取締役会において定める。ただし、代表取締役社長は、取締役会の委任に基づき一定の割合の範囲内で個人別の賞与の額を増減することができる。

なお、業績連動報酬（賞与）は、過大とならないよう、あらかじめ取締役会で上限を定める。

(iii) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の決定内容については、取締役会で報告がなされており、取締役会として決定方針に沿うものであると判断しております。

イ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬につきましては、2020年6月18日開催の第89期定時株主総会において年額320百万円以内（うち社外取締役50百万円以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役は3名）です。

取締役監査等委員の報酬につきましては、2020年6月18日開催の第89期定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役監査等委員の員数は3名（うち社外取締役は2名）です。

ウ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、代表取締役社長 西山佳宏に取締役の個人別の報酬等の内容の一部の決定を委任する旨の決議をしており、その委任された権限の内容及び委任の理由等は、次のとおりであります。なお、上記ア（iii）に記載のとおり、当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会で報告がなされております。

- ・取締役会が決定した報酬体系に従って、取締役会が定めた一定の割合の範囲内で各業務執行取締役の業務執行に係る成果に応じて業績連動報酬の金額を増減すること。この権限の委任は、取締役の業務執行の成果についての代表取締役社長の評価を業績連動報酬に一部反映することを目的とするものであります。
- ・一般水準等を考慮の上、業務を執行しない取締役の基本報酬額を決定すること。この権限の委任は、一般水準等を踏まえつつ個別事情を考慮して当該基本報酬額を決定することができるようにすることを目的とするものであります。

エ. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	対象となる 役員の員数	報酬等の種類別の総額			報酬等の総額
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	9名 (うち社外2名)	138百万円 (うち社外12百万円)	—	—	138百万円 (うち社外12百万円)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	3名 (うち社外2名)	24百万円 (うち社外9百万円)	—	—	24百万円 (うち社外9百万円)
監査役	3名 (うち社外2名)	7百万円 (うち社外2百万円)	—	—	7百万円 (うち社外2百万円)

(注) 1. 上記監査役の報酬は、2020年6月18日の監査等委員会設置会社へ移行する前の期間に係る報酬額です。

2. 上記には、2020年6月18日開催の第89期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外1名）及び監査役3名（うち社外2名）が含まれております。

3. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分の支給額は含まれておりません。

4. 取締役（監査等委員を除く。）及び取締役監査等委員の報酬等につきましては、それぞれ上記イに記載のとおり株主総会の決議をいただいております。監査役の報酬につきましては、1998年6月26日開催の第67期定時株主総会において月額5百万円（年額60百万円）以内と決議いただいております。

5. 業績連動報酬に係る業績指標は、明瞭性及び指標としての浸透度を考慮し、対象事業年度の連結経常利益としております。2021年3月期は連結経常損失を計上したため、取締役会で定めた報酬体系に従って、同期に係る業績連動報酬の支給はありません。

③ 社外役員に関する事項

ア. 重要な兼職の状況及び当社と当該兼職先との関係

氏名	重要な兼職の状況	兼職先との関係
取締役 越川和弘	日本製鉄株式会社 執行役員棒線事業部長、チタン事業部長 日垂鋼業株式会社 監査役（非常勤）	日本製鉄株式会社は当社の大株主であり、当社と同社との間には、当社から同社へのチタンインゴットの販売、当社と同社の合併会社によるチタン合金製造の共同事業等の関係があります。当社と日垂鋼業株式会社との間には、特段の関係はありません。
取締役 井窪保彦	阿部・井窪・片山法律事務所 シニアパートナー	当社と阿部・井窪・片山法律事務所との間には、特段の関係はありません。
取締役 大藏公治	オーニッツ 代表	当社とオーニッツとの間には、特段の関係はありません。
取締役 監査等委員 千崎滋子	千崎滋子公認会計士事務所 代表	当社と千崎滋子公認会計士事務所との間には、特段の関係はありません。

イ. 取締役会及び監査等委員会への出席状況

	取締役会			監査等委員会		
	出席回数	開催回数	出席率	出席回数	開催回数	出席率
取締役 越川和弘	10回	10回	100%			
取締役 井窪保彦	13回	13回	100%			
取締役 大藏公治	13回	13回	100%			
取締役 監査等委員 正親町義彦	13回	13回	100%	9回	9回	100%
取締役 監査等委員 千崎滋子	13回	13回	100%	9回	9回	100%

(注) 1. 取締役 越川和弘氏は、2020年6月18日開催の第89期定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。同氏については、就任後に開催された取締役会に係る出席回数、開催回数及び出席率を記載しております。

2. 2020年6月18日付での監査等委員会設置会社移行前の期間において、正親町義彦氏及び千崎滋子氏は、当社の社外監査役に就任しておりましたが、それぞれ当該期間開催の取締役会3回のうち、3回に出席し、また、当該期間開催の監査役会2回のうち2回に出席しました。

ウ. 取締役会及び監査等委員会での発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

・社外取締役

越川和弘氏は、日本製鉄株式会社において棒線事業部長及びチタン事業部長を務めるなど、鉄鋼及びチタン業界に関する知見を有しております。井窪保彦氏は、弁護士として長年企業法務の各分野に携わっております。大藏公治氏は、三井物産株式会社において金属事業分野の経験が長く、同社が出資する資源投資会社において代表取締役社長を務めるなど、企業経営の経験があります。各氏は、その知識・経験を活かし、業務執行から独立した客観的な立場から、取締役会の一員としての適切な経営判断と実効性の高い監督を行うことが期待されているところ、越川和弘氏は業界に精通した事業上の視点などから、井窪保彦氏は法的リスク管理その他の法務的な視点などから、大藏公治氏はその海外経験も踏まえた事業上の視点などから、それぞれ取締役会において有意義な発言をいただいております。また、取締役 井窪保彦及び大藏公治の両氏は、取締役会の諮問機関として設置している人事・報酬等諮問委員会の委員であり、同委員会の会議において独立社外取締役としてそれぞれの知識・経験を活かした有意義な発言をいただいております。

・社外取締役監査等委員

正親町義彦氏は、銀行において企業審査部門の経験が長く、中国法人の総経理を務めるなど企業経営の経験があります。千崎滋子氏は、公認会計士として長年監査やコンサルティング業務等に携わっております。各氏は、その知識・経験を活かし、取締役会の一員として適切な経営判断と、他の業界における知見や会計、内部統制等の視点を踏まえた実効性の高い監督及び監査を行うことが期待されているところ、正親町義彦氏はその金融、海外事業等に関わる経験を踏まえた事業管理・組織管理等の視点から、千崎滋子氏は公認会計士としての知見に基づいた会計、内部統制等の視点から、それぞれ取締役会及び監査等委員会において有意義な発言をいただいております。なお、各氏には、2020年6月18日の監査等委員会設置会社移行前の期間においても同様に、社外監査役として取締役会及び監査役会においてその知識・経験を活かした有意義な発言をいただいております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称
EY新日本有限責任監査法人
- ② 会計監査人との責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における会計監査人の報酬等の額

会計監査人としての報酬等の額	33百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の「会計監査人としての報酬等の額」にはその合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当社の重要な子会社のうち、Toho Titanium America Co., Ltd.及びToho Titanium Europe Co., Ltd.は、それぞれ上記の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

- ④ 会計監査人の非監査業務の内容
当社は、EY新日本有限責任監査法人に、再生可能エネルギー固定価格買取制度の賦課金減免申請に関する確認業務を委託しております。
- ⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
当社監査等委員会では、会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、監査等委員全員の同意によってその会計監査人を解任します。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任の議案を株主総会に提出する方針です。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分に関しましては、業績に応じた株主還元を基本に、財政状態、企業基盤強化に向けた資金需要、先行きの業績見通しや、安定配当の維持等にも留意しつつ決定することを方針としております。

当期の期末配当金につきましては、1株当たり6円としました。中間配当の6円と合わせまして、年間配当金は1株当たり12円となります。

なお、当社は、取締役会の決議により剰余金の配当を決定できる旨を定款に定めています。

4. 内部統制システム構築の基本方針

(1) 決議の内容

会社法第399条の13第1項第1号並びに会社法施行規則第110条の4第1項及び第2項に基づき、内部統制システム構築の基本方針を次のとおり定めています。

1. 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループは、業務の執行に当たり、国内及び海外の関連法令、社内の規程、通達等を遵守し、公正で健全な事業活動を行う。
- (2) (1)を徹底するため、当社グループの「企業倫理規範」を取締役、執行役員及び従業員に周知し、同規範に基づく継続的な教育・研修を通じ、法令の遵守と公正な事業運営に万全を期す。
- (3) 内部監査担当部署は、毎年、内部監査規則及び内部監査計画に基づき、当社グループの法令・社内規程の遵守状況を含む監査を実施し、その結果を社長及び監査等委員会に報告するとともに、改善を要する事項等がある場合には当該部門に指示する。
- (4) 社長の下に企業倫理推進責任者及び企業倫理推進委員会を設置する。企業倫理推進委員会では、法令遵守に関するグループ方針の策定や遵守状況のチェックなどのほか、当社グループの全体的な対応を必要とする事項などに関する検討を行う。
- (5) 財務報告の信頼性を確保するための内部統制体制を整備するとともに、毎年、その有効性を評価し、必要な是正を行う。
- (6) 取締役会の適正な運営を図るため、取締役会規則を制定する。取締役会は、同規則に基づき、十分な審議を経て、当社グループの経営方針・戦略・計画、その他重要な事項を審議・決定するとともに、取締役から適切に職務の執行状況につき報告を受ける。取締役は、この報告を適切に行う。また、社外取締役が取締役会に出席して審議に加わることにより、重要事項の決定における客観性の確保及び妥当性の一層の向上を図る。
- (7) 法令違反行為の早期発見及び早期是正を図るとともに、法令違反行為の通報者を適切に保護するために、弁護士とも連携した内部通報制度（コンプライアンスホットライン制度）を整備・運用する。
- (8) 反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、不当な要求に対しては断固たる態度で臨む。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 職務の執行に係る請議書、議事録等の文書その他の情報については、法令及び社内規程に従い、適切に作成、保存及び管理（廃棄を含む。）を行う。
- (2) 営業秘密（技術情報、販売情報等）の管理、重要な内部情報の管理及び個人情報を適切に取り扱うための規程類を整備・運用する。また、従業員に対して、その遵守を徹底する。
- (3) 会社法等の法令及び証券取引所の規則を遵守し、会社情報の適時、適切な開示を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 事業の継続的な発展のためには、事業運営に伴う損失の危険（リスク）を適切に把握・管理し、損害の発生・拡大を防止する体制の確立が不可欠である。特に、事故・災害や環境汚染を起こさないこと並びに品質不良や品質トラブルを発生させないことは、製造会社として、最も重視しなければならない事項であることを強く認識する。
- (2) この認識の下、リスク管理規程を制定してリスク管理基本方針を定め、取締役会の下にリスク管理委員会を設置する。リスク管理委員会では当社グループ全体のリスク管理の方針・方向性、各リスクテーマ共通の仕組みの検討、協議・承認等を行う。
- (3) 当社グループにおいては以下の事項を継続的に実施し、リスクの管理に万全を期す。
 - ① 各業務におけるリスクの認識と重要度の評価
 - ② リスクの予防策、発生時の対応策の策定（マニュアル化）並びにその見直し
 - ③ 教育・訓練の徹底
 - ④ 以上の実施状況の確認とフォロー
- (4) 経営に重大な影響を及ぼす地震、重大事故等が発生した場合に備え、情報を適切に伝達・管理し、損害の発生・拡大を防止するための体制及び規程類を整備・運用する。
- (5) 事業計画の策定や設備投資計画の立案に当たっては、事業運営や投資に伴うリスクを適切に把握・評価し、必要に応じその回避または軽減のための対応策を織り込む。

4. 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社及び子会社は、それぞれの社内規程において組織、業務分掌、決裁権限等を定め、効率的に業務を遂行する。
- (2) 当社は、経営組織における責任体制の明確化及び業務執行の迅速化を目的として、執行役員制を採用する。執行役員は、取締役会又は社長から業務の委嘱を受け、権限委譲された範囲の業務の執行に関し責任を負う。
- (3) 当社は、経営層の意思疎通を密にするため、執行役員、常勤監査等委員及び社長が指名するその他の者で構成する執行役員会を設置し、重要な意思決定や業務に関する報告、連絡、調整等を行う。
- (4) かかる体制のもと、会社の現状と事業環境に即応した機動的な意思決定と業務執行を行う。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 内部統制システムの構築に当たっては、子会社を含めた「東邦チタニウムグループ」として取り組むことを基本とする。
- (2) 子会社の事業運営については、グループ経営会議等を通じグループの方針の伝達・徹底を図るとともに、当社が子会社の予算、事業計画等を承認し、実施状況のモニタリングを実施する。
- (3) 子会社の業績・事業概況について、執行役員会等の場で定期的に報告を受ける。
- (4) 子会社における一定の重要事項については、事前に当社の社内規程に基づく決裁を経ってから実施することとする。
- (5) 親会社の企業集団においては、当社は独立の上場会社であり、内部統制システムの構築については独立して取り組むことを基本とする。但し、親会社とは、適宜、情報交換連携を図るものとする。

6. 監査等委員会の監査等が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会が定めた監査基準及び監査計画を尊重し、監査の円滑な遂行及び監査環境の整備に協力する。
- (2) 監査等委員会の職務を補助する使用人の体制は、監査等委員会の意見を踏まえて決定する。監査等委員会の職務を補助する専任の使用人を置く場合、当該使用人の評価、異動等の人事処遇は、常勤の監査等委員との事前の協議を経て、これを決定する。補助使用人の職務については、監査等委員でない取締役からの独立性を確保するとともに、監査等委員会の指示の実効性を確保するための必要な措置を講じる。
- (3) 監査等委員及び補助使用人が必要な執行役員会等の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるように必要な措置を講ずるほか、監査等委員会の求める事項について、適切な報告が行われるよう体制を整備・運用する。
- (4) 当社及び子会社の取締役、執行役員、従業員及び監査役は、当社又は子会社において、重大な法令・定款違反若しくはそのおそれが生じたとき、又は不正行為の事実若しくは会社に著しい損害を与えるおそれのある事実等を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。
- (5) 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないようにするために、こうした取扱いを禁止する旨を関係する規程類に明記するなど、必要な体制を整備・運用する。
- (6) 社長その他の経営陣は、監査等委員会と随時会合をもち、当社グループの経営課題等について意見交換を行う。
- (7) 内部監査・内部統制担当部署は、内部監査の状況及び内部通報制度の運用状況について、監査等委員会に定期的に及び必要の都度報告し、監査等委員会と緊密な連携を保つ。
- (8) 監査等委員及び補助使用人の職務の執行に係る費用又は債務については、会社法の規定(第399条の2第4項)により、監査等委員の請求に基づき、当社が適切にこれを負担する。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

当期における内部統制システムの運用状況の概要は、次のとおりであります。

1. 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社グループの法令遵守等に関する行動基準を規定した「企業倫理規範」を社内イントラネットに掲載し、役員・従業員への周知を図っています。また、同規範に基づき、役員をはじめとする階層別教育を実施しています。
- ・内部統制推進室は、内部監査規則及び内部監査計画に基づき、当社グループの法令・社内規程の遵守状況を含む監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告するとともに、改善を要する事項等がある場合には当該部門に指示しています。
- ・企業倫理推進委員会を年2回開催し、法令遵守状況の報告等を行っています。
- ・金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制の有効性評価を実施しています。
- ・取締役会規則に基づき、社外取締役（2020年6月18日の監査等委員会設置会社移行前は社外取締役及び社外監査役）出席のもと、当期は13回の取締役会を開催し、重要な事項を決定するとともに、取締役から定期的に職務の執行状況の報告を受けています。
- ・法令違反等の通報窓口として、社内の他、社外として弁護士を窓口とした内部通報制度を導入しており、その運用状況を企業倫理推進委員会、取締役会において報告しています。
- ・「東邦チタニウムグループ反社会的勢力対応基本規程」に基づき、反社会的勢力との関係遮断のため取引先調査及び契約上の措置等を実施しています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・請議書、取締役会議事録等の文書については、法令及び「文書取扱規則」に従い、適切に作成、保存及び管理（廃棄を含む）を行っています。
- ・「機密情報管理規則」、「内部情報管理規則」、「個人情報取扱規則」等の規則に基づき、営業秘密、重要な内部情報及び個人情報の保護を行っています。
- ・法令及び証券取引所の規則に従い、会社情報の適時、適切な開示を行っています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理を適切に行うため、「リスク管理規程」を制定してリスク管理基本方針を定め、リスク管理委員会を設置しています。リスク管理委員会は年2回開催し、当社グループ全体のリスク管理の方針・方向性の協議・承認等を行うとともにリスク管理の実施状況の確認とフォローを行っています。
- ・緊急事態が発生した場合に備え、「危機・緊急事態対応規程」を定めており、特に地震や重大事故発生時については各マニュアルを策定しています。また、地震後の復旧手順等を定めたBCPを策定しています。
- ・デリバティブ取引に関して、「為替予約管理規則」等を制定し、管理しています。
- ・事業計画の策定や設備投資計画の立案に当たり、事業運営や投資に伴うリスクへの対応策を織り込むようにしています。

4. 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社及び子会社は、効率的な業務遂行のため、「決裁権限基準表」、「職制」等の規程を定めています。
- ・当社は、経営組織における責任体制の明確化及び業務執行の迅速化を目的として、執行役員制を採用しています。
- ・当社は、経営層の意思疎通を密にするため、執行役員、常勤監査等委員及び社長が指名するその他の者で構成する執行役員会を設置し、重要な意思決定や業務に関する報告、連絡、調整等を行っています。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社の事業運営については、年2回開催するグループ経営会議において方針の意識統一を図っています。
- ・子会社の予算、事業計画その他一定の重要事項については、事前に当社の決裁権限基準表に基づく決裁を行っています。
- ・子会社の業績・事業概況について、執行役員会等の場で定期的に報告を受けています。
- ・親会社とは別に独自に内部統制システムを構築しています。
- ・親会社と、適宜、情報交換を行い、連携を図っています。

6. 監査等委員会の監査等が実効的に行われることを確保するための体制

- ・各部門、各箇所は、監査等委員会監査に協力的に応じています。
- ・総務担当、秘書担当等の使用人が適宜監査等委員会を補助しており、監査等委員会は監査等委員会の職務を補助する専任の使用人を置くことを求めているため、監査等委員会の職務補助のための専任の使用人は置いていません。
- ・常勤監査等委員は執行役員会、業務報告会等に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握しています。
- ・当社及び子会社の取締役、執行役員、従業員及び監査役は、職務の執行状況を定期的に監査等委員会に報告しています。また、法令・定款違反又はそのおそれが生じたときは速やかに監査等委員会に報告することとしています。
- ・内部通報制度において、会社に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを規定しており、監査等委員会への報告もこれに準じて取り扱うこととしています。
- ・社長その他の経営陣は監査等委員会との会合をもち、当社グループの経営課題等について意見交換を行うほか、会合の中で監査等委員会が求める事項について報告を行っています。
- ・内部統制推進室は、内部監査の状況及び内部通報制度の運用状況について、監査等委員会に報告しています。
- ・当社は、監査等委員会の職務の執行に係る費用又は債務について、監査等委員の請求に基づき、適切にこれを負担しています。

(本事業報告中の記載数値は、金額及び持株数につきましては、表示単位未満を切り捨て、比率その他につきましては四捨五入しております。)

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	45,106	流 動 負 債	26,878
現金及び預金	2,534	支払手形及び買掛金	2,214
受取手形及び売掛金	7,132	短期借入金	20,271
電子記録債権	110	リース債務	468
商品及び製品	18,670	未払法人税等	352
仕掛品	5,069	賞与引当金	567
原材料及び貯蔵品	8,870	その他	3,004
未収入金	2,151	固 定 負 債	19,811
その他	567	長期借入金	16,352
固 定 資 産	46,042	リース債務	2,276
有 形 固 定 資 産	41,830	資産除去債務	1,183
建物及び構築物	11,942	負 債 合 計	46,690
機械装置及び運搬具	16,849	(純 資 産 の 部)	
工具器具及び備品	261	株 主 資 本	44,619
土地	2,219	資 本 金	11,963
リース資産	2,411	資 本 剰 余 金	13,022
建設仮勘定	8,146	利 益 剰 余 金	19,710
無 形 固 定 資 産	1,323	自 己 株 式	△77
投 資 そ の 他 の 資 産	2,889	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△292
投資有価証券	6	繰延ヘッジ損益	7
関係会社株式	187	為替換算調整勘定	△452
繰延税金資産	2,065	退職給付に係る調整累計額	151
退職給付に係る資産	359	非 支 配 株 主 持 分	132
その他	272	純 資 産 合 計	44,459
貸倒引当金	△1	負 債 ・ 純 資 産 合 計	91,149
資 産 合 計	91,149		

(金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	36,159
売上原価	27,364
売上総利益	8,795
販売費及び一般管理費	5,660
営業利益	3,135
営業外収益	218
受取利息及び配当金	1
受取物品売却益	18
受取技術料	3
為替差益	144
その他	49
営業外費用	3,770
支払分法による投資損失	166
その他	3,536
経常損失	68
特別利益	417
補助金収入	97
固定資産売却益	17
79	
特別損失	2,323
固定資産除却損	156
固定資産圧縮損	17
減損	2,150
税金等調整前当期純損失	2,643
法人税、住民税及び事業税	281
法人税等調整額	231
当期純損失	3,156
非支配株主に帰属する当期純利益	0
親会社株主に帰属する当期純損失	3,156

(金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,963	13,022	23,721	△76	48,630
当期変動額					
剰余金の配当			△854		△854
親会社株主に帰属する 当期純損失			△3,156		△3,156
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	-	-	△4,010	△0	△4,010
当期末残高	11,963	13,022	19,710	△77	44,619

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	為替換 算定 調整	退職給 付に 係る 調整 累計 額	その 他の 包括 利益 累計 額 合計		
当期首残高	9	△422	△88	△501	133	48,262
当期変動額						
剰余金の配当						△854
親会社株主に帰属する 当期純損失						△3,156
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1	△30	240	209	△1	207
当期変動額合計	△1	△30	240	209	△1	△3,803
当期末残高	7	△452	151	△292	132	44,459

(金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

要約連結キャッシュ・フロー計算書（ご参考）

（2020年4月1日から
2021年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,402
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,390
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,835
現金及び現金同等物に係る換算差額	44
現金及び現金同等物の増減額	△107
現金及び現金同等物の期首残高	2,641
現金及び現金同等物の期末残高	2,534

（金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。）

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	43,488	流 動 負 債	27,179
現金及び預金	1,685	買掛金	2,156
受取手形	11	短期借入金	20,772
電子記録債権	110	リース債務	468
売掛金	7,048	未払金	2,552
商品及び製品	18,377	未払法人税等	347
仕掛品	4,804	未払費用	195
材料及び貯蔵品	8,391	賞与引当金	527
短期貸付金	498	その他の	159
未収入金	2,567	固 定 負 債	19,811
その他金	222	長期借入金	16,352
貸倒引当金	△228	リース債務	2,276
固 定 資 産	45,946	資産除去債務	1,183
有 形 固 定 資 産	41,669	負 債 合 計	46,991
建物	11,422	(純 資 産 の 部)	
構築物	510	株 主 資 本	42,435
機械装置	16,711	資 本 金	11,963
車両運搬具	15	資 本 剰 余 金	13,022
工具器具及び備品	235	資 本 準 備 金	13,022
土地	2,219	利 益 剰 余 金	17,526
リース資産	2,411	利益準備金	443
建設仮勘定	8,143	その他利益剰余金	17,082
無 形 固 定 資 産	1,314	固定資産圧縮積立金	301
ソフトウェア	128	繰越利益剰余金	16,781
ソフトウェア仮勘定	1,144	自 己 株 式	△77
その他	41	評 価 ・ 換 算 差 額 等	7
投 資 そ の 他 の 資 産	2,961	繰延ヘッジ損益	7
投資有価証券	6	純 資 産 合 計	42,443
関係会社株	459	負 債 ・ 純 資 産 合 計	89,434
繰延税金資産	2,050		
長期貸付金	216		
前払年金費用	180		
その他	268		
貸倒引当金	△218		
資 産 合 計	89,434		

(金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	32,577
売上原価	24,510
売上総利益	8,067
販売費及び一般管理費	5,510
営業利益	2,557
営業外収益	294
受取利息	5
受取配当金	138
受取売却益	18
固定資産賃貸料	19
受取技術料	6
受為替差益	58
その他	46
営業外費用	235
支払利息	168
売上引当	28
その他	39
経常利益	2,615
特別利益	97
補助金収入	17
固定資産売却益	79
特別損失	7,189
固定資産除却損	155
固定資産圧縮損	17
関係会社株式評価損	5,019
減損	1,998
税引前当期純損失	4,477
法人税、住民税及び事業税	257
法人税等調整額	4
当期純損失	4,738

(金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本計
		資本準備金	資本剰余金計		その他利益剰余金		利益剰余金計		
					固定資産圧縮積立金	繰上利益剰余金			
当期首残高	11,963	13,022	13,022	443	301	22,373	23,118	△76	48,027
当期変動額									
剰余金の配当						△854	△854		△854
当期純損失						△4,738	△4,738		△4,738
固定資産圧縮積立金の取崩					△0	0	-		-
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	△0	△5,591	△5,592	△0	△5,592
当期末残高	11,963	13,022	13,022	443	301	16,781	17,526	△77	42,435

	評価・換算差額等		純資産計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	9	9	48,037
当期変動額			
剰余金の配当			△854
当期純損失			△4,738
固定資産圧縮積立金の取崩			-
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1	△1	△1
当期変動額合計	△1	△1	△5,594
当期末残高	7	7	42,443

(金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

東邦チタニウム株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅 村 一 彦 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 脇 野 守 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東邦チタニウム株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東邦チタニウム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

東邦チタニウム株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅 村 一 彦 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 脇 野 守 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東邦チタニウム株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第90期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各工場において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月14日

東邦チタニウム株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 菊 地 耕 二 ㊟

監査等委員 正親町 義 彦 ㊟

監査等委員 千 崎 滋 子 ㊟

(注) 監査等委員正親町義彦及び監査役千崎滋子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

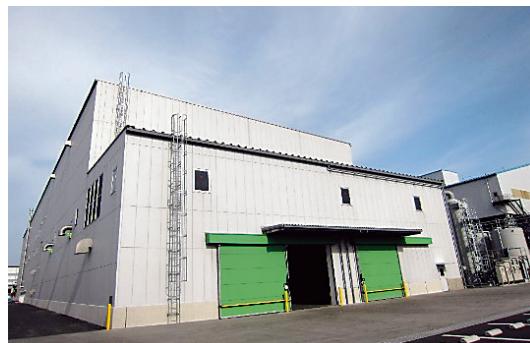
以 上

超微粉ニッケル新工場（第4工場）竣工：若松工場

若松工場（福岡県北九州市若松区）内に建設を進めてきました超微粉ニッケル新工場（第4工場）が本年4月に竣工しました。

超微粉ニッケルは、積層セラミックコンデンサ（MLCC; Multilayer Ceramic Capacitor）の内部電極材料として使用されるものであり、電子機器の高機能化、IoT、自動車電装化の進展等によるMLCCの需要拡大に伴い超微粉ニッケルの需要も増加しています。

今後は、新工場の早期・円滑な生産立上げを図り、超微粉ニッケルの安定供給体制確立に努めてまいります。



超微粉ニッケル新工場（第4工場）

【概要】

所在地	北九州市若松区響町1-62-1
設備投資額	約75億円

触媒新工場着工：茅ヶ崎工場

茅ヶ崎工場（神奈川県茅ヶ崎市）内において、触媒新工場の建設を開始し、工事を進めております。

当工場は、2022年11月に営業運転を予定しています。



◀建設予定地



▲触媒新工場地鎮祭

ESG経営について

全社視点でのESGに対する取り組みを強化しております。SDGs達成への貢献を通じ、持続的な企業価値向上を図ってまいります。



1. チタンの新製錬技術の中核とした施策による2050年カーボンニュートラルビジョンについて

チタンの新製錬技術の中核とした施策により、2030年にCO₂排出量を40%削減（2018年度比）、2050年にはカーボンニュートラル実現を目指します。

当社は、これまでに、チタン製錬研究を主要事業とする米国企業との共同開発を、一部NEDO（国立研究開発法人新エネルギー産業技術総合開発機構）の戦略的省エネルギー技術革新プログラムの支援の下、実施してきました。その結果、経済性、消費エネルギー、CO₂排出量削減等の観点から、極めて有望な技術であるとの判断に至り、2021年度からパイロット規模の試験に移行することにいたしました。



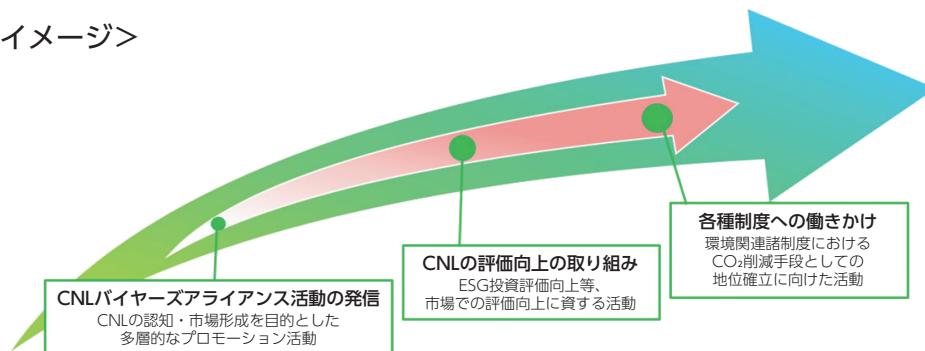
▲チタン新製錬法の概略イメージ図

2. カーボンニュートラルLNGバイヤーズアライアンス設立

東京ガス株式会社を含む14社と本年3月、カーボンニュートラルLNG（以下「CNL」）バイヤーズアライアンスを設立しました。

2050年の「カーボンニュートラル社会の実現」に貢献することを目指し、CNLを世の中に広く認知させるとともに、投資機関による評価向上や国内各種制度における地位の確立に向けて取り組みを推進してまいります。

<今後の活動イメージ>



【カーボンニュートラルLNGとは？】

CNLは、天然ガスの採掘から燃焼に至るまでの工程で発生する温室効果ガスを、CO₂クレジットで相殺（カーボン・オフセット）し、燃焼させても地球規模ではCO₂が発生しないとみなす液化天然ガスのことです。



CNL公式ロゴマーク

▶カーボンニュートラルLNGウェブサイトは右記QRコードよりご覧いただけます。



URL: <https://carbon-neutral-lng.jp/>

3. 労働安全衛生マネジメントの規格「JISQ45100」および「ISO45001」認証取得

本年3月、茅ヶ崎工場において中央労働災害防止協会から、労働安全衛生マネジメントの規格である「JISQ45100」の認証を取得しました（これにより、自動的に国際規格「ISO45001」を取得）。当社は、労働安全衛生の改善に積極的に取り組んでおり、働く従業員が安全でより健康的に働ける環境を構築しています。

今後はこの取り組みをさらに推進し、他工場においても認証取得を目指してまいります。

【認証工場】茅ヶ崎工場（茅ヶ崎工場業務範囲に限る）

登録番号：JISHA-O-44、JISHA-44

初回認証日：2021年3月10日

有効期限：2024年3月9日

認証機関：中央労働災害防止協会



MS
CM058



ISO 45001
JIS Q 45100
JISHA-44

ホームページ・会社紹介動画



当社ホームページでは、IR情報をはじめとする、様々な情報をタイムリーにご案内しております。

また、この度会社紹介動画を全面リニューアルいたしました。動画はホームページのトップページにあるリンクからご覧いただけます。是非一度ご覧ください！

<https://www.toho-titanium.co.jp/>

会社紹介動画は
右記QRコードより
ご覧いただけます。



日本語版



英語版

株主メモ

- 事業年度 4月1日から3月31日まで
- 定時株主総会 6月開催
- 基準日 定時株主総会 3月31日
期末配当金 3月31日
中間配当金 9月30日
- 単元株式数 100株
- 公告の方法 電子公告
- 上場証券取引所 東証第一部
- 株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社
- 同連絡先 三井住友信託銀行株式会社
証券代行部
〒168-0063
東京都杉並区和泉二丁目8番4号
フリーダイヤル 0120-782-031

IRカレンダー (2021年7月~12月) (予定)

7月	8月	9月	10月	11月	12月
7月下旬 ◎2022年3月期 第1四半期 決算発表			10月下旬 ◎2022年3月期 第2四半期 決算発表		